

旭川医科大学リスクマネジメント委員会要項

(令和8年6月24日学長裁定)

(設置)

第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）に、旭川医科大学リスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) リスクマネジメントに係る基本方針に関する事項
- (2) リスク情報の分析
- (3) 対応マニュアルの作成に係る基本方針の決定及び整備状況の確認
- (4) 教育及び訓練の計画並びに評価
- (5) 防止対策の点検及び見直し
- (6) その他委員会が必要と認める事項

2 委員会は、年次活動報告を役員会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、旭川医科大学運営会議規程（平成16年4月1日旭医大達第4号）第3条に定める者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じて専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会委員は、学長が委嘱する。
- 3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、令和8年7月1日から施行する。

【制定理由】 本学におけるリスクマネジメント体制を強化するため